

新西田哲学とは ～人生初の哲学書、書いてみました(笑)～

明治の日本の哲学者に西田幾多郎という人がいるが、僕とは何の関係もない。ただ、偶然にも名字が同じだけではなく、哲学に携わったことも、その内容も近いものがあるのは不思議だ。

そもそも哲学とは教科ではなく、「知を愛する」と訳されるように思考し続けることそのものなのだ。つまりは、「哲学する」という動詞であり、実践そのものを指す。だから、哲学者とは考える人のことであり、「哲学者」を学ぶ人ではない。

しかし、私たちが哲学に対して経験することは殆ど後者であり、それ自体は自分の思考を深めるうえで重要なことではあるが、高校の公民(倫理)でも大学の哲学科でも、その知識の暗記で終わっていては何の意味もない。

私は哲学の目的は脳機能の進化にあると考える。現代人は1万年以上(一説には30万年)全く進化していないとされる。だから、どれだけ法の支配や人権の保障が確立しても、争いや支配が絶えないのだ。それは、脳機能は決して万全ではなく、それどころかまだまだ不完全であることを示している。

もともと脳は世界のあらゆる物事に矛盾を見つけると、それに違いを定めて区別するという機能になっている。それが自己を防衛する手段として役立つからだ。しかし、それは最大の副作用として戦いを生み出すことになっている。私たちがもし思考を停止させれば、この不幸が永遠に続くことになり、その果ては人類を滅ぼすことになるのである。だから思考を深め、真理を追求し続けることはまさに人類最後の生命線であり、哲学「する」ことを決して手放してはならないのである。

さて、そこでいよいよ本題の新西田哲学の話であるが、私が考えるにそれは、これまで物事の真価は客観的、普遍的なもので、その論理に適うことが「正しい」とされてきた思考から自らを解放つことだと見える。なぜなら、それらの論理化は固定化につながり、やがて差別化されそして優劣化に至るからだ。それが権力支配や派遣争いの理由となるのではないか。

私はそうではなく、まず自分が絶対的存在と位置づけ、自己を論理化しそれを基盤にするという考えだ。つまりは自動説から他動説へのコペルニクス的転回、幾多郎のいう“現象が認識を決定するのではなく、認識が現象を決定する”ということと同じ意味である。視覚というのは実は現象の1割しか網膜に捉えないと言われている。後の9割は、脳が経験や推論で予測し、補っているということだ。つまりは、現象は認識によって定まると見える。言い換えば、認識は客観的に与えられるのではなく、主觀によって構成されるのである。

ただ、ここで注意しなければならないのは、その「主觀」を選択する判断基準を決して誤ってはならない。要するに目的が利己主義に陥っていると、思考は破壊的、敗北的にならざるを得ない。そこで、必要となるのが「道徳」、「倫理」といったような外的規範なわけである。整理すると、外的規範に縛られるのではなくツールとして上手に扱い、自己の幸福、安全、安心のためによく良く生き、アイデンティティを確立し、自己実現を果たすために、必要な思考を主体的に選択するということである。その自我は決して単独では実現せず、人類の海(社会)の中でこそ成立する。

そのことを哲学を通じて悟り得たとき、直感や偶然が働き、本当の自由が得られるのである。



紙面のデザインをリニューアルしました!

西田労務経営事務所

〒003-0021
札幌市白石区栄通7丁目1-10-305
TEL 011-598-9203・FAX 011-598-9206
mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

事務局 社会保険労務士 西田 雄二
労働保険事務組合北海道経営者協会

2023年
12月20日発行

老齢年金

↑
繰上げ
↓
繰下げ
←
ライフプランに合わせた
かしこい 選択

老齢基礎年金・老齢厚生年金は希望をすれば

- ・本来の受給開始年齢よりも早い時期に受け取る「繰上げ受給」
- ・本来の受給開始年齢よりも遅い時期に受け取る「繰下げ受給」

・・・が可能です。



①繰上げ受給

繰上げ受給は、60歳から65歳になるまでの間に請求することができます。ただし、繰上げ請求月から65歳になる日の前月までの月数×0.4%（昭和37年4月1日以前生まれの方は×0.5%）、月に貰える年金が減額されます。減額率は生涯変わりません。減額された年金は繰上げ請求をした月の翌月分から受け取ることができます。（次ページへ続く）



ほかにも、老齢基礎年金と老齢厚生年金はあわせて繰上げの請求をする必要があるなどの注意点があります。

お知らせ



1.労働保険料2期領収書のご送付と3期のご納付について

労働保険事務組合に加入されております事業主様におかれましては、2期労働保険料の領収書を同封しておりますのでご確認下さい。また、過日ご案内のとおり、3期の納期限は2024年2月6日ですのでお願い致します。

2.国民年金任意加入(60歳以上)制度について

別紙同封の通り、60歳以上で年金加入40年未満の方は厚生年金より年金額が多くなる場合がありますので、ご相談ください。

3.西田労務経営事務所は平和企業組合法人所属

前回会報(2023年9月発行)にインボイス制度実施に伴う当事務所の取り扱いを同封しておりますので、ご確認願います。

4.年末年始の業務について

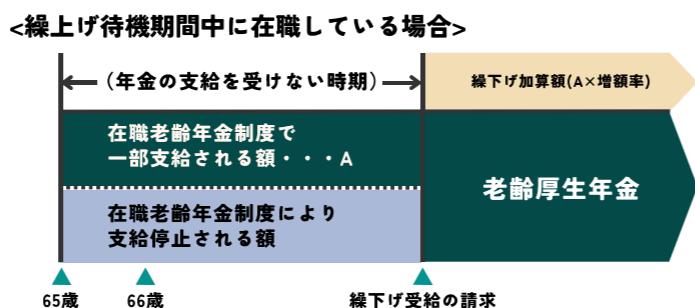
12月30日（土）から1月8日（月）までお休みとさせていただきます。
緊急時は事務所へメール、お電話等いただければ転送または留守電にてご対応致します。

②繰下げ受給

繰下げ受給は、66歳から75歳(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳)になるまでの間に請求することができます。以前は70歳まででしたが、令和4年4月に75歳まで繰下げになりました。

繰下げると、受給権発生年月日から繰下げ受給の請求をした時までの月数×0.7%、月に貰える年金額が増額されます。増額率は生涯変わりません。

増額された年金は、繰下げ請求をした月の翌月分から受け取ることができます。ただし、繰下げ待機期間中に在職している場合、そのことにより支給停止される分については増額の対象となりません。

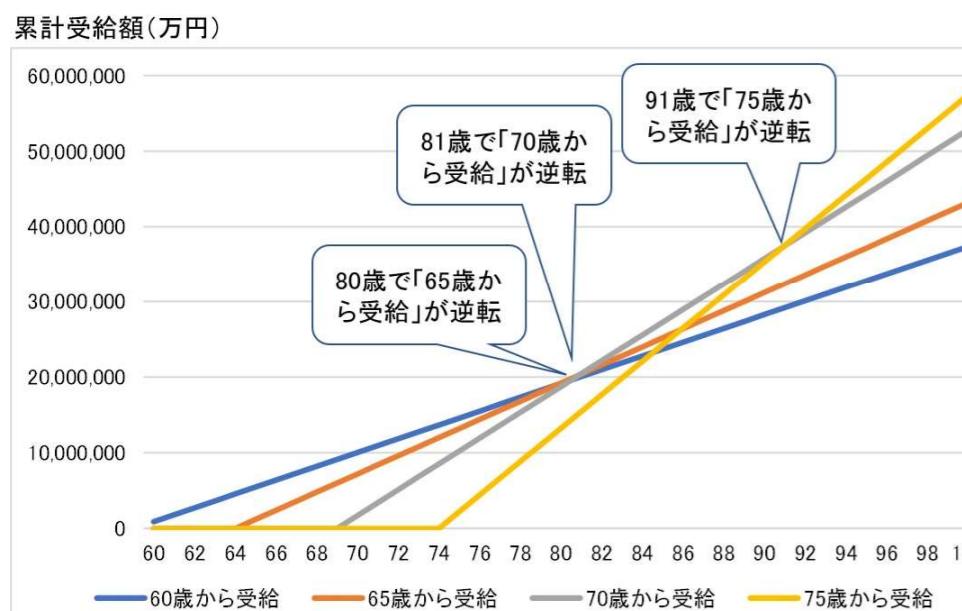


また、加給年金額や振替加算額は増額の対象になりません。同時に、繰下げ待機期間中は加給年金額や振替加算を受け取ることもできません。

結局どっちがいいの？



老齢年金を繰上げるか繰下げるかは、自分の健康状況や資産状況によって選択が変わってくるかと思います。60歳になるときに貯金があまりない…といった場合には繰上げが視野に入りますし、貯蓄は多少あるので最大限増やしたい、という場合には繰下げるのも良いでしょう。また、60歳以上で在職している方については、その時の賃金や年金額によって老齢厚生年金が一部(または全部)支給停止される場合もあるので注意が必要です。



事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金



「正社員化コース」を拡充しました！
2023年11月29日以降における変更点のご案内

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

このリーフレットの内容①～④は、2023年11月29日以降に正社員化した場合に適用されます。

正社員化コースとは

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金を支給します。

拡充 ①助成金(1人当たり)の見直し

支給対象期間を現行の「6ヶ月」から「12ヶ月」に拡充します。拡充に伴い、6ヶ月あたりの助成額を見直します。

企業規模	現行	拡充
中小企業	57万円	80万円
大企業	42.75万円	60万円

※ 現行/中小企業：1期（6ヶ月）で57万円助成。

※ 拡充後/中小企業：2期（12ヶ月）で80万円助成。（1期あたり40万円）

※ 有期から正規の場合の助成額。無期から正規の場合は上記の半額。

※ 1人目の正社員転換時には、③または④の加算措置あり。

拡充 ②対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6ヶ月以上3年以内」から「6ヶ月以上」に緩和します。

対象となる有期雇用労働者の雇用期間	現行	拡充
6ヶ月以上3年以内		6ヶ月以上

※ 有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者については、助成額は「無期から正規」の転換と同額とする。



キャリアアップ助成金の1人当たりの金額や対象者が拡充され使いやすくなりました！
詳細が気になる方はお問い合わせください。

LL051129 No.14